

3章

どのように支援し定着させるか

～地域／社会での定着支援～



この章では、畜産現場で一緒に仕事をする人材を見つけることや、障がい者雇用について相談したり利用したりできる支援組織、制度に関する情報を提供しています。また、地域において畜産現場での障がい者の参画を円滑に推進する上で活用できる具体的な手順を提案します。

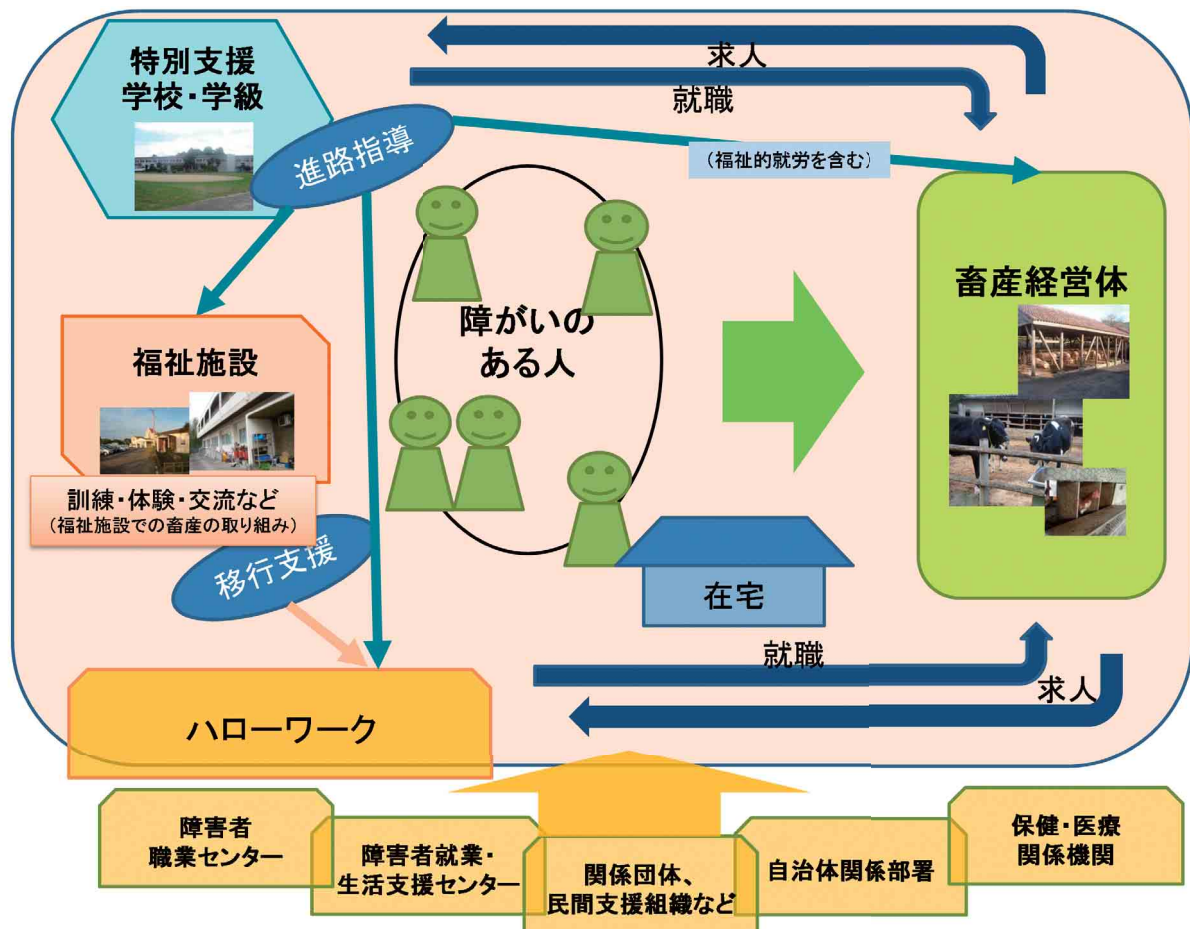
3-1 人材を探す

日頃、障がいのある人と接する機会の少ない人にとっては、働く意欲のある障がい者がどこにいるのかを探すことさえ、難しいことかもしれません。畜産現場で一緒に働く人材は、どこにいらっしゃるのでしょうか。

大きく分けると、①特別支援学校での就職希望者、②福祉施設を利用している人で一般の就職を希望する人、③療養中であつたり在宅ワークをしている人で就職を希望する人、などがいます。

特別支援学校は、障がいの程度の比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校です。(従来の盲学校、聾学校、養護学校などが、平成19年度より制度上は特別支援学校となりました。地域によっては、学校名は養護学校などの校名を使っています。)また、普通校の中に設けられている特別支援学級で学ぶ子どもたちもいます。特別支援学校の高等部卒業後は、本人の意欲や技能に応じて社会に出て就労することを推奨されていて、そのために、在学中に体験学習や職場実習などが行われています。畜産現場への就職支援は多いとはいえませんが、実習先や就職先を探しています。

また、一般の就職につなげることを目的としている福祉施設や福祉事業所では、利用者の就職先を探しています。ハローワークには、就労を希望する人の情報が集められています。



3-2 障がい者就労を支援する

障がい者就労に関わるいくつかの支援機関について示します。地域の実情によって、設置されている密度や取り扱う得意分野が異なる場合があります。

一般的な障がい者雇用の場合に、相談したり支援をしてもらう代表的な機関は次の①～③に示すところです。職業紹介やジョブコーチ支援、助成金の申請や活用など、目的に応じて利用できます。

①ハローワーク

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員が障がいの種類・程度に応じたきめ細かな職病相談・紹介、職場定着支援などを実施します。

②障害者職業センター

障がい者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助などの専門的な支援、事業主に対する雇用管理に関する助言などを実施します。各都道府県に一つずつあります。

③障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。障がい者の雇用にあたっては、就業・職場定着にむけた支援、生活習慣、健康管理、金銭管理などの日常生活の助言などを行います。

農業と福祉の分野の連携に際して、畜産を含む農業分野での障がい者の支援については、耕種農業や園芸分野ですでに取り組みが始められており、地方農政局等の単位で、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を設立しています。また、自治体の農業関係部署においても情報が得られる場合があります。農家や農業法人が農福連携に取り組んでいる事例のある地域では、畜産現場にも参考になる情報が少なくありません。

なお、全般的な相談は、都道府県・市町村の窓口で関係部署を紹介してもらえます。畜産現場における障がい者就労への関心が高まることで、情報交換の場が一層広がることも期待されます。

また、公的な機関以外にも、障害福祉関係の支援団体(家族会など)や、関連分野の特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)なども、重要な支援者になるかもしれません。

農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)

北海道地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/index.html
東北地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/index.html
関東ブロック障害者就農促進協議会 http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html
北陸障害者就農促進ネットワーク http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html
東海地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/sien/shougaisha.html
近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」 http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html
中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html
九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/index.html
沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク http://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/009569.html

3-3 生活面のサポート ～交通や住居について～

畜産経営では、家畜伝染病の予防や家畜排泄物との関係から、畜舎を市街地や集落から離れた山間部に設置することも少なくありません。働く人の住居と働く場との距離が広がり、職場が公共交通機関の不便な場所に位置することにもなります。そのため、畜舎のある作業場所までの「交通の便」が一つの課題となります。

また、一般的には、雇用主は従業員の個々の生活時間のことに立ち入って心配する必要はありません。いったん職場を離れば、私生活はプライベートな時間であり、むしろそこには関与しないのが社会の流れでしょう。また、障害者総合支援法では、障がい者の支援を、昼間の活動と、夜間の住居や生活を切り離して取り扱っています。しかし、障がいのある人の場合、生活面に心配事があると仕事に支障が出やすかったり、生活面の僅かな変化が仕事や生活を好転させることがあります。

こうした背景から、障がい者とともに働くときには、通勤時の交通手段、居住環境や生活面への配慮などについても検討が必要になることがあります。

これらの解決方法としては ①住み込みまたは寮などを整備する、②交通の便を用意する、③自力通勤可能な人を募集要件とする、などが考えられます。

①について、早朝からの作業も多い畜産経営においては、古くから障がい者就労や雇用を行ってきた経営では、いわゆる住み込みで働いていた例もしばしば見られました。現在では、福祉の制度が整備されて、条件に応じてグループホームのしくみを使うことができます。また、職親の取り組みを行っている地域もあります。グループホームや職親では、日常生活上の支援や訓練も行いますので、障がいのある人の生活全体を見守ることになります。

②について、送迎用に社用車を用意している例もあります。これには民間団体による補助事業による助成制度も利用できます。途中まで公共交通機関を利用し、最寄りのバス停などから職場までは、そこを通過して通勤する社員の車に同乗する、といった工夫もあるでしょう。

③について、もちろん、自動車や自転車を運転する人もいます。委託作業の場合には、概ね、委託先の福祉事業所の保有する送迎車で作業現場を訪れることが多いようです。この場合には、駐車スペースを準備しておきましょう。

個々の経営としてだけでなく、地域社会全体で解決すべき課題も含まれることがあり、関係機関の窓口にも相談することも一考に値します。

★グループホーム

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う、設備や要員を配置した施設です。このサービスでは、障がい者の孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。なお、平成26年4月より共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。

詳しくは、WAMNETの制度解説コーナーを参考にしてください。

3-4 障がい者就労の実現に向けて

畜産農家や農業法人と、働く意欲のある障がい者が、地域にある障がい者就労を支援する関係機関等のサポートを得ながら、一緒に働いていく場合の大まかな流れを、農業者の側からまとめてみました。

第1ステップは、障がい者と一緒に働くことに関心をもつことです。

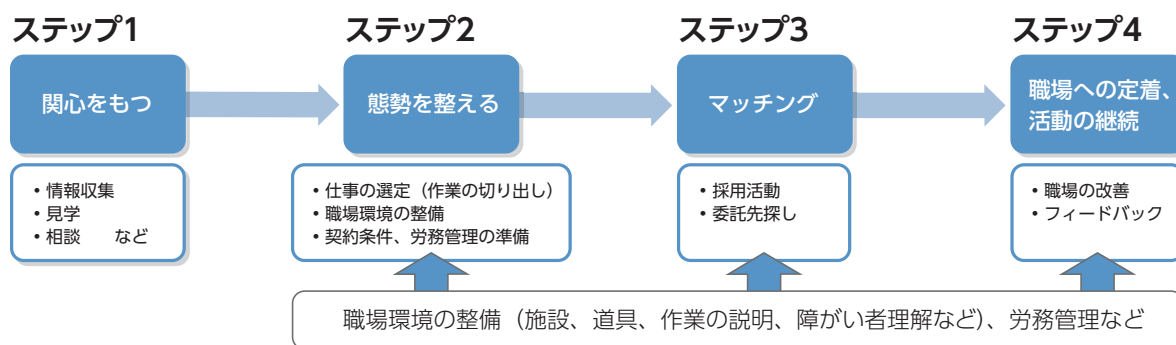
すでに障がい者就労の取り組みを行っている農業者や関係機関などから情報を収集したり、相談するのもよいでしょう。特別支援学校の実習や福祉施設との交流活動などを受け入れてみることも一つの方法です(2-4参照)。

第2ステップは、態勢を整えて、第3ステップは実際に一緒に働く相手を探すこと(マッチング)です。

依頼したい作業を決めて、作業をする人を募集したり(2-2)、作業を発注できる委託先を探します(2-3)。その後は、鶏と卵のように前後性の不明確なところがありますが、対象者に合わせて、職場環境を整備したり(1-3, 4参照)、契約の条件を検討していきます。雇用をする場合は、ハローワークが大きな力となるでしょう。また、特別支援学校の進路指導担当、就労系の福祉事業所の担当者らも、生徒や利用者の就職先を探しています。

マッチングができれば、第4ステップは、職場への定着と継続への支援です。

第2ステップでの仕事の切り出しや職場環境の整備は続いて行きます。そして、畜産農家も障がい者も、お互いに快適に働き続けられるように努めます。困ったことがあれば、ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめ、相談できる関係機関や、応援してくれる支援者らを頼って下さい。



いろいろな準備をしても、障がい者の就労の継続が難しい場合もあります。

実際の事例の中には、畜産農家側の事情としては、畜産業の後継者がいない場合や、畜産業は継承しているものの、障がい者と一緒に働く経営ノウハウの引き継ぎ手がない場合、ブランド牛の育成等の特別な事情のある時期には受け入れを中断せざるを得なかった場合などがありました。

一方、障がい者側の事情では、長く作業を担ってきた障がい者の高齢化があります。また、障がい者の宿泊施設不足(施設入所基準の不適格、グループホームの不足など)、通勤交通手段の確保困難(公共交通の廃止や減便)、福祉事業所の都合による作業者の引き揚げ等々、社会全体で考えていかななくてはならない課題も含まれていました。

畜産現場で障がい者と働き続けていくには、今後、これらの課題を解決していく必要があります。